（法第十七条の二十四第七項の厚生労働省令で定める居宅サービス）

第十四条　法第十七条の二十四第七項の厚生労働省令で定める居宅サービスは、特定施設入居者生活介護とする。

（法第十七条の二十四第七項の厚生労働省令で定める事項）

第十五条　法第十七条の二十四第七項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～四　（略）

（法第十七条の二十四第四項第四号に掲げる事項に関する記載）

第十六条　認定市町村は、法第十七条の二十四第十項の規定により生涯活躍のまち形成事業計画に同条第四項第四号に掲げる事項を記載しようとする場合には、当該事項が、次に掲げる事項に照らして介護保険法第七十八条の二第四項の規定により同法第四十二条の二第一項本文の指定をしてはならない場合に該当しないと認める場合に限り、記載することができるものとする。

一　法第十七条の二十四第四項第四号ハの地域密着型サービスの種類が定期巡回・随時対応型訪問介護看護である場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の二十四第四項第四号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所

ロ　（略）

ハ　法第十七条の二十四第四項第四号ロの事業所の平面図及び設備の概要

ニ～ヲ　（略）

二　法第十七条の二十四第四項第四号ハの地域密着型サービスの種類が夜間対応型訪問介護である場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の二十四第四項第四号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所

（法第十七条の十四第七項の厚生労働省令で定める居宅サービス）

第十四条　法第十七条の十四第七項の厚生労働省令で定める居宅サービスは、特定施設入居者生活介護とする。

（法第十七条の十四第七項の厚生労働省令で定める事項）

第十五条　法第十七条の十四第七項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～四　（略）

（法第十七条の十四第四項第四号に掲げる事項に関する記載）

第十六条　認定市町村は、法第十七条の十四第十項の規定により生涯活躍のまち形成事業計画に同条第四項第四号に掲げる事項を記載しようとする場合には、当該事項が、次に掲げる事項に照らして介護保険法第七十八条の二第四項の規定により同法第四十二条の二第一項本文の指定をしてはならない場合に該当しないと認める場合に限り、記載することができるものとする。

一　法第十七条の十四第四項第四号ハの地域密着型サービスの種類が定期巡回・随時対応型訪問介護看護である場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の十四第四項第四号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所

ロ　（略）

ハ　法第十七条の十四第四項第四号ロの事業所の平面図及び設備の概要

ニ～ル　（略）

二　法第十七条の十四第四項第四号ハの地域密着型サービスの種類が夜間対応型訪問介護である場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の十四第四項第四号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所

ロ　（略）

ハ　法第十七条の二十四第四項第四号ロの事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該地域密着型サービスを行う事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。）の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要

ニ～ル　（略）

三　法第十七条の二十四第四項第四号ハの地域密着型サービスの種類が地域密着型通所介護である場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の二十四第四項第四号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所

ロ　（略）

ハ　法第十七条の二十四第四項第四号ロの事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該地域密着型サービスを行う事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。）の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要

ニ～ル　（略）

四　法第十七条の二十四第四項第四号ハの地域密着型サービスの種類が認知症対応型通所介護である場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の二十四第四項第四号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所

ロ　（略）

ハ　法第十七条の二十四第四項第四号ロの事業所の平面図及び設備の概要

ニ～ル　（略）

三　法第十七条の十四第四項第四号ハの地域密着型サービスの種類が地域密着型通所介護である場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の十四第四項第四号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所

ロ　（略）

ハ　法第十七条の十四第四項第四号ロの事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該地域密着型サービスを行う事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。）の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要

ニ～ル　（略）

四　法第十七条の十四第四項第四号ハの地域密着型サービスの種類が認知症対応型通所介護である場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の十四第四項第四号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所

ロ　（略）

ハ　法第十七条の十四第四項第四号ロの事業所の平面図及び設備の概要

ニ～ル　（略）

五　法第十七条の十四第四項第四号ハの地域密着型サービスの種類が小規模多機能型居宅介護である場合には、次に掲げる事項